

農地を所有している県民の皆さん！

農地の貸し借りを進める新しい仕組みのご案内



が「沖縄県農地中間管理機構」として沖縄県知事により指定されました。「県内唯一」知事指定の公的機関なので、安心して農地の貸し借りを行うことができます。

農地中間管理事業を使うメリットは？

● 農地を借りた人からお預かりした賃料は、公社が責任を持って地主に支払います。

● 面倒な賃貸借の手続き、賃料の徴収、借受けから貸付けまでの農地の管理は公社が責任を持って行います。

● 借受けた農地は、地域で頑張る担い手等に貸付けます。

● 契約期間満了時には、皆さまのものへ農地をお返しします。

このような問題でお困りの方は「相談ください」

農地を貸したい方

① 高齢等により農業の引退を考えている

② 耕作規模を縮小したいが、農地の貸付先が見つからない

③ 農地を相続したが、農業をする予定もなく、どうしていいかわからない

④ 賃料の徴収や農地の返却についてトラブルを抱えたくない

農地を借りたい方

① 規模拡大したいが、手頃な農地が見つからない

② 複数の地主と契約したいが、窓口は一本化したい

③ 新規就農し、耕作できる農地を探している

など...

頑張る農業の担い手は農地を必要としています。

皆様がお持ちの大切な農地を公社が責任を持ってお預かりしますので、地域農業の発展のためお力をお貸しく下さい。公社では、農地の借受けについて随時ご相談を受け付けております。



農地の貸し借りは、以下の流れです



農地を貸したい

- 1 貸付希望の相談(お近くの市町村又は農地中間管理機構へご相談ください)
- 2 貸付予定の農地の確認(農地の状況、地番、面積、権利関係等について確認します)
- 3 貸借の協議(公社で借り入れるかどうか地権者と協議します)
- 4 貸借契約の締結(協議が整ったら、農地の貸借契約の手続きを行います)



※農地の売買についても農地中間管理機構(沖縄県農業振興公社)がご相談に乗ります。

農地を借りたい

- 1 借受希望者募集への応募(まず、機構(公社)が行う「借受希望者の募集」に応募いただくことが必須)(募集期間は沖縄県農業振興公社HPにて公表)
※応募用紙(借受申出書)は、市町村、JAの窓口準備しております(公社HPでも入手可)
- 2 市町村・農業委員会と協議の上、応募いただいた方の中から、その農地を耕作するのに最も適した担い手を選定します。



お問い合わせ

- ・「貸したい」又は「借りたい」農地のある市町村
- ・(公財)沖縄県農業振興公社 (沖縄県農地中間管理機構) 電話：098-882-6801 <http://www.onk.or.jp/>
- ・県農政経済課 電話：098-866-2257

